【流れ図】　学校における結核患者発生時の対応（排菌している場合）

※【別紙】とあわせて活用してください

医師の診断

医師から保健所（患者居住地）への届け出

保護者からの連絡*1
［教職員の場合は、本人等からの連絡］
＊1 保健所から先に連絡が入る場合有

教育庁

- 学校との情報共有
- 保健所との連携
- 学校への支援 指示 指導
- 合同結核対策会議への出席

適宜報告

学校

【報告・連絡・相談】…迅速におこなう
教育庁への報告
学校所在地の保健所への連絡
学校医［産業医］への連絡
【校内結核対策委員会の設置】
○ 患者のプライバシー保護に留意
○ 確認・検討事項 ：
【別紙】４①(ア)～(キ)を参照
○ 構成メンバー例
校長・准校長、教頭、首席、学年主任、担任、部活動顧問、保健主事、養護教諭、学校医 等
○ 情報収集
● 患者
収集事項:【別紙】４②(ア)～(オ)を参照
● 患者以外
・ 学校医指導のもと、登校者の健康観察や健康相談等を実施
・ 欠席者の欠席理由、症状等の確認
… 終息宣言まで実施
※ 疫学調査後に、有症状者を確認した場合、迅速に保健所へ報告及び相談

保健所

学校所在地の保健所（所在地保健所）｜患者居住地の保健所（居住地保健所）
○ 情報収集　・ 主治医への病状等の確認
・ 患者本人、家族への聞き取り調査
※ 感染症法に基づいて実施
（第5 条：医師等の責務、第15 条：積極的疫学調査など）

学校にて保健所による疫学調査*2

情報共有

◇ 居住地保健所と所在地保健所が同じ
→ 接触者健診実施についての検討

◇ 居住地保健所と所在地保健所が異なる
→ 居住地保健所が、所在地保健所に、接触者健診実施についての検討を依頼

○ 疫学調査*2の結果で接触者健診の要否を検討
＊２　疫学調査 ＝ 患者の行動状況や接触者の範囲などの実地疫学調査

接触者健診実施（対象範囲）の決定
※ 感染症法第17 条に基づいて実施

合同結核対策会議開催の日時調整依頼

合同結核対策委員会（学校・教育庁・保健所）

《情報共有・共通認識・会議の開催》　※ 会での確認事項 ：【別紙】４ ① (キ) 参照

構成メンバー例
学　　校 ： 校長・准校長、教頭、首席、学年主任、担任、部活動顧問、保健主事、養護教諭、学校医 等
保　健　所 ： 所長、保健師 等
教　育　庁 ： 保健体育課指導主事 等

- 接触者健診にかかる保護者説明会への出席

接触者健診実施に向けて（学校における保健所への協力）
○ 対象児童生徒*3の保護者に対する説明会の開催（保健所・学校・教育庁出席）
・ 対象児童生徒の保護者に対する説明会開催の案内配付 （保健所との連名）
・ 保護者説明会会場の提供、受付等の協力、欠席者への用紙等の送付
※ 保健所から、対象児童生徒及び保護者への健診実施にあたる説明
○ 健診実施までに、保護者同意書及び問診票の回収
○ 接触者健診会場*4の提供　　*4 健診会場＝保健所にて実施する場合あり

＊３ 「児童生徒」には幼児も含む

接触者健診会場*4の提供

患者及び接触者健診対象者への配慮
○ 対象児童生徒等の不安軽減
○ 健診欠席者への対応
○ 患者の復学［復職］に係るフォロー
○ 個人情報の保護（感染源・感染経路等）

接触者健診の実施

健診（IGRA検査等）結果
○ 健診（IGRA検査*5等）結果に基づき今回の接触による感染の有無を判断し今後の方針を検討
*5 IGRA検査 ＝ 採血による結核感染の免疫診断検査

LTBI（発病者ではないが、結核菌の感染者と考えられる者）の治療の要否・健診拡大の有無・2年後までの健診の要否等

○ 対象児童生徒の保護者等へ健診結果の通知連絡

陰性者
原則として終了
※ 陽性率が高い場合は経過観察の場合あり

原則として終了
※ 場合によっては健康観察を継続

陽性者
※ 判定保留は感染リスクを評価し、陽性あるいは陰性扱いとする
○ 胸部X線検査を実施し、発病の有無を確認

医療機関もしくは保健所にて
所見なし LTBIと診断
所見あり
病院での検査・診察
※ 医師による確定診断

LTBIと診断した者（居住地保健所に届け出）に対し治療、あるいは経過観察
※ 状況等により学校に、内服確認の協力依頼

・ 校内結核対策委員会の開催
・ 情報収集
から対策を開始

教育庁

- 学校との情報共有
- 保健所との連携
- 学校への支援 指示 指導

適宜報告

学校

保健所